

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

(1) 現状

大田原市は、那珂川と箒川に囲まれた中・西部の那須野ヶ原の平野部と、東部の八溝山系の山間部に大別され、中・西部の平野部は、市の市街地を構成する人口の集積度が高い地域で、東部地区は、八溝山系の美しい山並みの地域となっている。

面積は 354.36 km²であり、南北に 20.026 km、東西 30.800 kmで、東は茨城県大子町、西は矢板市、南はさくら市及び那珂川町、北は那須塩原市及び那須町に接している。

一級河川である那珂川は、那須町の那須岳山麓を源流とし南東から南向きに流れており、箒川は那須塩原市上塩原の白倉山付近に源を発し塩原溪谷を形成しながら市内を流れ、その支流である蛇尾川は、那須塩原市の大佐飛山地を源に市内を流れ箒川に合流する。その後合流した那珂川は茨城県を流れ太平洋へと注いでいる。

商工会、商工会議所の区域は、西部を管轄する大田原商工会議所（平成17年10月合併前の旧大田原市）、中・東部を管轄する黒羽商工会（同じく旧黒羽町）、南部を管轄する湯津上商工会（同じく旧湯津上村）の3つの管轄区域に分かれている。

市の人口は70,511人で29,119世帯である。商工会、商工会議所管内別では、大田原商工会議所管内は人口55,144人で23,250世帯、黒羽商工会管内は人口11,206人で4,342世帯、湯津上商工会管内は人口4,161人で1,527世帯である。（令和2年12月1日現在 行政区別人口及び世帯数より集計）

①地域の災害リスク

市が過去に受けた大きな災害は以下のとおりである。

「那須水害」

平成10年8月27日未明に那珂川上流域で1時間雨量90mmという猛烈な雨が降り、その後31日まで断続的に降り続いた雨は、1週間の降雨量1,200mmに達した。市内を流れる那珂川等も警戒水域を超え、那珂橋下流、北滝、湯殿大橋下流、熊川の堤防が決壊した。被害状況は次のとおり。

被害種別		件数
旧大田原市	床上浸水	77棟
	床下浸水	562棟
旧湯津上村	床上浸水	11棟
	床下浸水	3棟
旧黒羽町	床上浸水	22棟
	床下浸水	23棟

「東日本大震災」

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、市も震度6強が観測され多くの家屋が損壊したほか、水道、電気といったライフラインも一部寸断された。被災状況は次のとおり。

被害種別	件数
------	----

人的被害	死者 重傷者 軽傷者	0人 4人 5人
建物被害	全壊 半壊 一部損壊	7棟 119棟 2,732棟
ライフライン被害	配水池運転停止2箇所、水道管漏水38件	
農業被害	農地被害45件、農業用施設被害66件	

「令和元年東日本台風」

直近では、令和元年10月の台風19号による被害状況は、人的被害1件、床上浸水9棟、床下浸水20棟、土砂災害8件となっており、河川に係る橋も通行止めになる等、生活に支障をきたした。

上記のようなことから、市においては、大規模地震、台風等による河川の氾濫や土砂災害等の危険が想定されると考える。

（洪水：ハザードマップ）

洪水予測については、市の洪水ハザードマップ（平成31年3月作成）によると次のように予測されている。

大田原商工会議所が立地する西部において、市街地での浸水は予測されていないが、市街地東側を流れる蛇尾川の主に東側において0.5～3.0m未満の浸水、南側を流れる箒川流域において岩井橋付近で3.0～5.0m未満の浸水が予測され橋南側には住居や事業所等が立地している。

黒羽商工会が立地する中・東部においては、市街地の間を流れる那珂川沿いの両岸において3.0～5.0m未満の浸水が予測され住居や店舗等の事業所が立地している。一部の田畑においては5.0～10.0m未満の浸水が予測される場所もある。黒羽商工会は市の避難所にも指定されているが、河川の氾濫や浸食により家屋倒壊の恐れがある地域でもある。

湯津上商工会が立地する南部においては、那珂川と箒川が合流する地点でもあり、流域の田畑においては5.0～10.0m未満の浸水が予測されている。0.5～3.0m未満の浸水域には住居や事業所等が立地している。

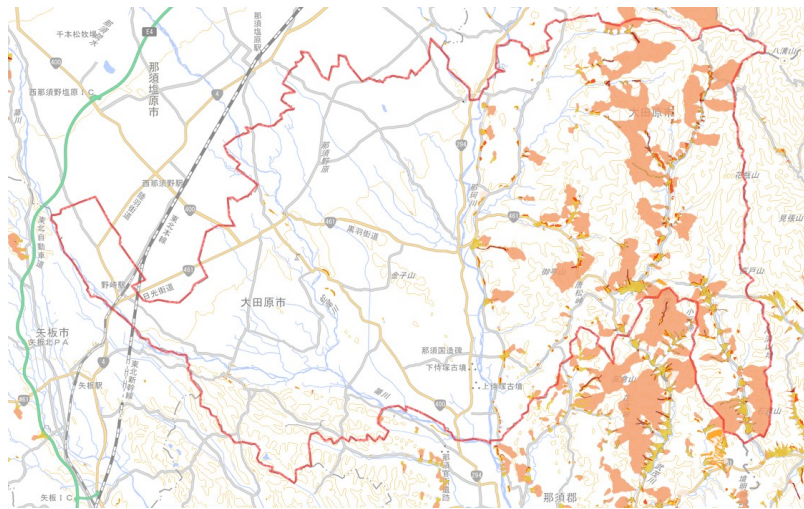


上記の地図は、国土交通省ハザードマップにおいて市全域を表示したものである。中心を流れる那珂川、市西側で蛇尾川は箒川に合流して湯津上地内で那珂川へと合流する。三河川とも浸水予測されるエリアがある。

(土砂災害：ハザードマップ)

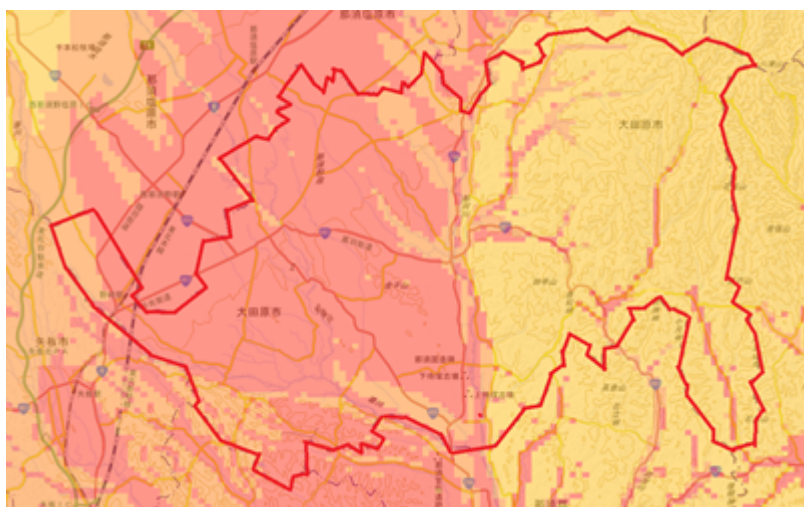
市においては、平成 25 年度に新たに「急傾斜地崩壊危険箇所に基づき斜面」が指定されたことにより、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」が修正されている。

下記地図は、国土交通省ハザードマップにおいて市全域を表示したものである。茶色で示されている部分は土砂災害の発生が予測されるエリアである。黒羽商工会管内の東側山間である八溝山系の一帯において、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、林業に関する業種等の多くが集積している。



(地震：J-SHIS)

J-SHIS 地震ハザードステーションの防災地図によると、今後 30 年間で震度 6 弱以上の地震が発生する確率は、大田原商工会議所管内 8.4%、黒羽商工会管内 4.5%、湯津上商工会管内 4.9% 震度 5 弱以上となると大田原商工会議所管内 91.0%、黒羽商工会管内 79.7%、湯津上商工会管内 81.7%である。(事務所所在地における確率)



上記地図は、J-SHIS において市全域を表示したものである。赤色の強い部分は揺れが強い地域が示されており、市の西側半分は平地が多く揺れやすく、東側半分は山間部のため揺れにくい地形となっている。

②感染症のリスク

2000 年以降においても、重症急性呼吸器症候群（SARS）や中東呼吸器症候群（MERS）、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の潜伏性の高いウイルスの特性により全世界が感染症の危険に脅かされた。

新型コロナウイルス感染症においては、パンデミックにより世界各地ではロックダウンや入国制限等人類が過去に経験していない事態に陥った。上記に挙げた感染症においても治療方法は確立されておらず対症療法での対応が現状である。

今後も感染症の再流行や新たな感染症の発生等により以下のリスクが想定される。

- ・外出自粛やイベント会合の中止による飲食、観光等への多大な影響がある。飲食や観光は裾野の広い産業であり、売上激減の負の影響は地域の広範囲に及ぶ可能性が高い。
- ・製造業や建設業及びサービス業においては、海外も含めたサプライチェーンの寸断等により生産停止や減産に追い込まれてしまう。
- ・従業員や家族が感染した場合や学校が休校となった場合には、従業員が出勤できなくなり、業務が停滞してしまう。

③商工業者の状況

市内における管内別の商工業者数と小規模事業者数、割合は次のとおりである。

（以下の集計表は平成 28 年経済センサス活動調査のデータを栃木県から提供された情報）

〔商工業者数と小規模事業者数〕

	商工業者数		
	（者数）	小規模事業者数 （者数）	割合 （%）
大田原商工会議所 管内	2,314	1,791	77.39
黒羽商工会 管内	481	416	86.48
湯津上商工会 管内	164	137	83.53
合計	2,959	2,344	79.21

市内の商工業者数は 2,959 者であり、小規模事業者数は 79.21%の 2,344 者である。

管内別の小規模事業者数を見ると、大田原商工会議所管内は商工業者数 2,314 者に対し 1,791 者（77.39%）、黒羽商工会管内は商工業者数 481 者に対し 416 者（86.48%）、湯津上商工会管内は商工業者数 164 者に対し 137 者（83.53%）となっている。

〔小規模事業者の業種別分類（管内別）〕

業者別分類	管内（者数）	大田原商工会 議所 管内	黒羽商工会 管内	湯津上商工会 管内
	A 農業、林業		18	7
B 漁業		3	2	0
C 鉱業、採石業、砂利採取業		0	2	0

D建設業	246	97	38
E製造業	147	48	19
F電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	0
G情報通信業	7	0	0
H運輸業、郵便業	41	8	2
I卸売業、小売業	418	118	34
J金融業、保険業	34	6	0
K不動産業、物品賃貸業	156	4	2
L学術研究、専門・技術サービス業	89	12	2
M宿泊業、飲食サービス業	225	40	10
N生活関連サービス業、娯楽業	244	44	13
O教育、学習支援業	56	5	1
P医療、福祉	52	5	1
Q複合サービス業	7	6	2
Rサービス業（他に分類されないもの）	46	12	4
合計	1,791	416	137

小規模事業者の業種別分類を管内別に見ると、大田原商工会議所管内は I 卸売業、小売業が 418 者と多く市内全域の 17.83% を占める。その後、D 建設業が 246 者（10.49%）、N 生活関連サービス業、娯楽業が 244 者（10.40%）、M 宿泊業、飲食サービス業が 225 者（9.59%）と続く。

黒羽商工会管内では、I 卸売業、小売業が 118 者（5.03%）、D 建設業が 97 者（4.13%）と高い。

湯津上商工会管内では、D 建設業が 38 者（1.62%）、I 卸売業、小売業が 34 者（1.45%）と高い。

④これまでの取組

1) 市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施

市は、大田原市地域防災計画及び大田原市水防計画に基づき、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、市民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施している。実施にあたっては、東日本大震災の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、互助、共助による活動を重視し、また、災害時の応急対策活動に果たす住民の役割の重要性に鑑み、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めている。また、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施している。

更に、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、県と県内各市町と相互に協力し大規模災害を想定した防災図上総合訓練を定期的に繰り返し実施している。

- ・防災備品の備蓄

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料、飲料水、生活必需品の供給を図るため、関係機関と相互に連携して調達、供給体制を確立させている。

2) 商工会、商工会議所の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・BCPに関する国の施策の周知（三団体共催）

- ・ B C P 策定セミナーの開催（三団体共催）
- ・ 栃木県火災共済協同組合による火災共済（地震危険補償特約）への加入推進
- ・ 全国商工会連合会の福祉共済（病気・ケガの補償）への加入推進（黒羽商工会、湯津上商工会）
- ・ 大田原商工会議所会員共済制度与一共済（病気・ケガの補償）への加入促進（大田原商工会議所）
- ・ 提携損保会社による業務災害補償プラン（業務中の天災によるケガ等補償）、ビジネス総合保険制度（災害による休業補償等）への加入推進（大田原商工会議所）
- ・ 防災備品（食料、飲料水、カイロ、レスキューシート等）の備蓄
- ・ 市が実施する防災訓練への参加及び協力

（２）課題

小規模事業者側

- ・ 災害発生直後は、B C P に対する関心も一時的に高まるが、時と共に関心も薄まってしまう。
- ・ 栃木県は地震・風水害等大規模な自然災害が比較的少ないと言われているため、自分のところは大丈夫という考えから、事前対策を行わない小規模事業者も少なくなく、業界・業種により取り組み状況もまちまちである。

支援者側

- ・ 緊急時における市と商工会、商工会議所との間の被害情報報告ルートが明確になっていない。
- ・ 緊急時の具体的な体制・役割分担を職員間で十分に共有できていない。加えて、事前の対策・緊急時の対応を進めるにあたり、必要なノウハウをもった人員が不足している。

（３）目標

- ・ 災害対策に関するセミナーの開催や広報紙・ホームページ等での周知等によって、管内の小規模事業者に対する防災意識の啓発を図る。
- ・ 管内小規模事業者に対し災害リスク等を認識させ、B C P 策定の必要性や損害保険への加入を促す。
- ・ 緊急時における市と商工会、商工会議所との間の被害情報報告ルートを明確化し、商工会、商工会議所の会員・非会員を問わず管内の被害情報を収集し、必要な支援を講ずる。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本計画の対象地域は大田原市全域である。

大田原市、大田原商工会議所、黒羽商工会、湯津上商工会の間で、役割分担や体制を整えて連携した支援を実施する。

①事前の対策

1) 管内小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明し小規模事業者に対する啓発を図る。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国・県・市等の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対し普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 管内小規模事業者に対するBCPの策定支援

- ・管内小規模事業者に対し、BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・BCP策定のためのワークショップを開催する。

3) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・商工会、商工会議所自身の事業継続計画の策定は次のとおり。
大田原商工会議所…平成25年事業継続計画を策定済み（別添）
黒羽商工会…今後策定を検討
湯津上商工会…今後策定を検討
- ・計画内容については、新たな脅威として感染症対策を含める必要があるため、行政の指針や専門家の助言等を踏まえて計画内容に反映をさせる。

4) 関係団体等との連携

- ・栃木県BCP策定支援協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社や、BCP策定支援を行う専門機関等と連携し、小規模事業者のBCP策定支援としてセミナーや個別相談を開催する。
- ・災害後の事業再開に向けて有効となる損保会社等の保険制度を周知して加入促進を図る。

5) フォローアップ

- ・管内小規模事業者への巡回や窓口相談により、BCP等への取組について継続して支援する。
- ・大田原市、大田原商工会議所、黒羽商工会、湯津上商工会の4団体で構成する大田原市事業継続力強化支援連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

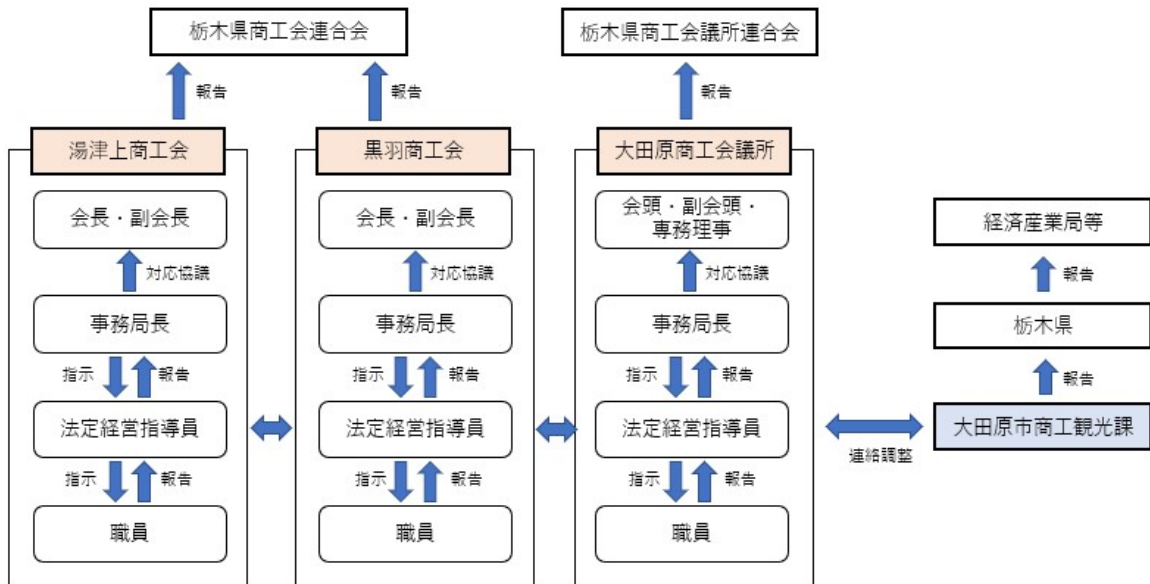
6) 訓練の実施

- ・自然災害（平成23年東日本大震災、那須水害、令和元年東日本台風等と同規模）が発生し

たと仮定し、市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

②リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・風水害等、事前に発災が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



③リスク発生時の対応

I 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。なお、大規模災害発生を目安は以下のとおりとする。

大規模災害の基準は、市が策定している大田原市業務継続計画（令和2年1月）による市全域に甚大な被害が生じた場合による災害本部設置基準を想定。

- ・震度6弱以上の地震が発生したとき
- ・大規模な火災により多数の死傷者等が発生したとき
- ・市内に災害救助法が適用されたとき
- ・大規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき
- ・その他市長が必要と認めたとき

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会、商工会議所職員は、発災後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を市へ報告するとともに、市が把握する被害状況を共有する。

2) 管内小規模事業者の被害状況の確認

- ・市は、罹災証明等で小規模事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会、商工会議所は、巡回・電話等により管内小規模事業者の被害状況を確認する。
- ・被害状況は、事業所名、業種、建物や機械設備等への被害状況、被害額等を確認する。

3) 被害情報の共有

- 市と商工会、商工会議所は、以下の間隔で被害情報等を共有する。
なお、情報共有は別添様式で行う。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

4) 被害情報の報告

- 市と商工会、商工会議所とで情報を共有した上で、市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会、商工会議所においては県連合会等が定める期日までに県連合会等に対して報告を行う。
なお、報告は3)と同様の様式で行う。

II 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。

なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 管内小規模事業者に対するリスクの周知

- 発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内小規模事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内小規模事業者の被害状況の確認

- 市は、来庁又は問い合わせを受けた管内小規模事業者の被害状況を確認する。
- 商工会、商工会議所は、巡回・電話等により管内小規模事業者の被害状況を確認する。
- 被害状況は、事業所名、業種、影響の内容、被害額等を確認する。

3) 被害情報の共有

- 市と商工会、商工会議所は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。
なお、情報共有は別添様式で行う。

海外発生期	1月に1回共有する
国内発生早期	1月に2回共有する
国内感染期	1週間に1回共有する

4) 被害情報の報告

- 市と商工会、商工会議所とで情報を共有した上で、市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会、商工会議所においては県連合会等が定める期日までに県連合会等に対して報告を行う。
なお、報告は3)と同様の様式で行う。

④被災小規模事業者に対する支援

1) 応急対応時の支援

- 相談窓口の開設方法については、市と商工会、商工会議所とで相談し、安全性が確認された

場所で相談窓口を設置する。

- ・応急時に有効な被災事業者支援施策（国、栃木県、市等の施策）を周知する。
- ・被災小規模事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資等の手続きを受ける場合に必要な罹災証明書について周知し、取得を促す。また、被災状況がわかる写真を残しておくよう指導する。

2) 復旧・復興支援

- ・国、栃木県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被災小規模事業者支援施策（国・県・市等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を栃木県・県連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

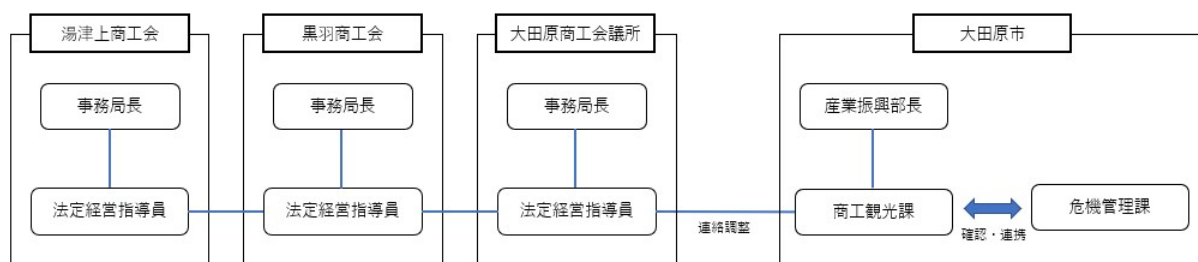
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会、商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会、商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 清水 信行 (大田原商工会議所)

経営指導員 小沼 義弘 (黒羽商工会)

経営指導員 淵上 琢哉 (湯津上商工会)

(連絡先は後述 (3) ①参照)

②法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ (四半期に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

大田原商工会議所 中小企業相談所

〒324-0051 栃木県大田原市山の手1-1-1

TEL:0287-22-2273 / FAX:0287-22-7643

E-mail: info@ohtawaracci.or.jp

黒羽商工会

〒324-0241 栃木県大田原市黒羽向町112-2

TEL:0287-54-0568 / FAX:0287-54-4327

E-mail: kurobane_net@shokokai-tochigi.or.jp

湯津上商工会

〒324-0404 栃木県大田原市佐良土853

TEL:0287-98-2527 / FAX:0287-98-2720

E-mail: yuzukami_net@shokokai-tochigi.or.jp

②関係市町

大田原市 産業振興部 商工観光課
〒324-8641 栃木県大田原市本町 1-4-1
TEL:0287-23-8709 / FAX:0287-23-8697
E-mail: syoukou@city.ohawara.tochigi.jp

(4) 被害情報報告先

①栃木県 産業労働観光部 経営支援課
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20
TEL:028-623-3173 / FAX:028-623-3340
E-mail: dantai-s@pref.tochigi.lg.jp

②栃木県商工会連合会／栃木県商工会議所連合会
栃木県商工会議所連合会
〒320-0806 栃木県宇都宮市中央 3-1-4 栃木県産業会館 3F
TEL:028-637-3725 / FAX:028-632-9092
E-mail: info@ftcci.or.jp

栃木県商工会連合会 顔晴る企業応援課
〒320-0806 栃木県宇都宮市中央 3-1-4 栃木県産業会館 6F
TEL:028-637-3731 / FAX:028-637-2875
E-mail: ganbaru_fed@shokokai-tochigi.or.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・セミナー等開催費 (講師謝金等、会場料、広報費)	150	150	150	150	150
・普及・啓発費 (チラシ等作成・郵送代)	50	50	50	50	50
・協議会運営費 (専門家謝金等、会議費)	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、負担金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。